

令和4年12月26日

舞鶴市議会議長 鯛 慶一 様

提出者	舞鶴市議会議員	今西	克己
賛成者	同	上羽	和幸
	同	尾関	善之
	同	谷川	眞司
	同	眞下	隆史

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

(別紙)

市議第 1 号

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 20 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

提案理由

国家公務員の給与改定に係る状況に鑑み、本市議会議員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので提案する。